「県立学校ICT支援員派遣等業務委託（福岡）」に係る質問書に対する質疑応答一覧

整理番号	受付日	件名	入札説明書項目	質問内容	回答
1	10/29	県立学校 ICT 支援員派遣等業務委託（福岡）	別紙1　基本仕様書	P1. 4(1) ヘルプデスクおよびチャットボット等の遠隔サポートの提供開始日は、契約締結日と令和9年1月4日のどちらを想定しているか。	ICT支援員の派遣開始日である令和9年1月4日を想定しています。
2	10/29	県立学校 ICT 支援員派遣等業務委託（福岡）	別紙1　基本仕様書	P3. 6(1) ⑤ICT支援業務の機器管理業務における管理台帳について、福岡県指定の様式はあるか。	福岡県指定の様式はございません。 「学校内におけるICT機器の管理台帳の作成」及び「更新支援」ではなく、「学校内におけるICT機器の管理台帳の作成及び更新」の「支援」と捉えていただければと存じます。
3	10/29	県立学校 ICT 支援員派遣等業務委託（福岡）	別紙1　基本仕様書	P3. 6(3) ②FAQサイトやチャットボットについて、教職員の方々だけでなく児童生徒の方々も利用することを想定しているか。	最低限として、教職員対象を想定しております。児童生徒の利用は必須ではございませんが、追加提案の評価として想定しております。
4	10/29	県立学校 ICT 支援員派遣等業務委託（福岡）	別紙1　基本仕様書	P4. 7(1) ①「同一規模の受託実績」は年間規模または今回の契約期間である3か月規模のどちらの実務実績をお示しすればよいか。	基本仕様書7（1）①では、受託条件として「学校でのICT支援業務（支援員派遣を主とした業務とし、機器保守運用業務は除く。）について、同一規模の学校数及び派遣回数での受託実績があること。」としていますが、実績をお示しいただく時は、今回の契約期間（3か月）相当期間分の受託実績をお示しください。
5	10/29	県立学校 ICT 支援員派遣等業務委託（福岡）	別紙1　基本仕様書	P5. 7(1) ②こども性暴力防止法において、犯罪事実確認の申請は福岡県教育委員会が行い、受託者の役割は「ICT支援員を手続に応じさせること」と「交代要請への対応」である、という理解でよいか。犯罪事実確認は福岡県教育委員会がこども家庭庁へ申請するフローになると認識しているが誤りないか。	お見込みのとおりです。

「県立学校ICT支援員派遣等業務委託（福岡）」に係る質問書に対する質疑応答一覧

整理番号	受付日	件名	入札説明書項目	質問内容	回答
6	10/29	県立学校 ICT 支援員派遣等業務委託（福岡）	別紙1　基本仕様書	P5. 7(1) ③1月4日のICT支援業務開始時や、年度途中での急な代替・人員交代において、支援員の「犯罪事実の確認」が間に合わない場合、就業を認める「いとま特例」を適用することになるか。	・1月4日の業務開始時における取扱いについて 契約日から12月24日までの間にICT支援員として業務するものを確定させた場合は、施行時現職者として取り扱うことを予定しています。 ・年度中途での代替や人員交代について こども性暴力防止法施行ガイドラインに基づき、いとま特例が適用される「やむを得ない事情」に該当する場合は、いとま特例を適用することとなります。
7	10/29	県立学校 ICT 支援員派遣等業務委託（福岡）	別紙1　基本仕様書	P6. 8(3) 「学校開庁日にはICT支援員と連絡が取れるようにすること」という体制について、「学校と管理責任者が連絡を取り、管理責任者からICT支援員へ連絡・指示を行う」というフローでも問題ないか。	問題ありません。
8	10/29	県立学校 ICT 支援員派遣等業務委託（福岡）	別紙1　基本仕様書	P6. 8(3) 複数地区を同一事業者が受託した場合、同一の管理責任者が地区をまたいで兼務することは可能か。	可能です。